

令和8年6月1日

建設工事請負一般競争入札公告

株式会社関東メディカル・ケア

代表取締役 増田 百代

株式会社関東メディカル・ケアの発注する「(仮称) グループホームフローラ久喜下清久」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 (仮称) グループホームフローラ久喜下清久 新築工事
- (2) 工事場所 久喜市下清久 664-3・664-4・665-2・665-3・
666-1・667-3・667-4
- (3) 工事種別 新築工事
- (4) 工事内容 建物新築にかかる建築工事一式
- (5) 工事期間 令和8年7月下旬頃 ※内示日後から令和9年2月1日まで
(諸官庁検査済証含む)
- (6) 設計金額 公表しない
- (7) 建物概要 構造規模: 木造 地上2階建て
建物用途: 寄宿舍(認知症高齢者グループホーム) 9人×2=18人
敷地面積: 1, 165.29㎡
建築面積: 280.73㎡
延床面積: 537.52㎡

2. 入札方法

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有(非公開)
- (3) 入札予定価格 有(非公開)
- (4) 入 札 保 証 金 無(免除)

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条4(当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者。)の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続開始

の申立てがなされている者については、更生手続きまたは再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- (3) 建築一式工事の格付がA級以上であること、かつ経営事項審査の評定値が900点以上であること。
- (4) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県及びさいたま市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県及びさいたま市に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 建設業の許可を有すること。
- (7) 当法人の理事長又は理事等若しくはこれらの者の親族等（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者等、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でないこと。
- (8) 建設業法第26条に定める専任の主任技術者または管理技術者を配置することが出来ること。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、下記に定める一般競争入札参加資格等確認申請書等提出書類（以下「入札参加申請書」という。）を指定の通り提出し、入札参加資格があることの確認を受ける必要があります。なお期限までに入札参加申請書を提出しない者、ならびに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することは出来ません。

- (1) 受付期間 公告日から令和8年6月19日（金）までに参加申し込みすること。
- (2) 提出書類
 - ①一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 - ②会社案内・会社経歴書・建設業の許可書の写し
 - ③直近の経営事項審査総合評定値通知書の写し
 - ④直近の建築工事一式の格付※①の書式は当HPに添付有り
- (3) 提出方法 郵送のみとし持参は禁止 1部提出

(4) 提出・問い合わせ先

〒339-0054

埼玉県さいたま市岩槻区仲町1-12-27 関東メディカルビル2階

株式会社関東メディカル・ケア

担当：介護事業部 田代

電話：048-756-4488

FAX：048-756-0413

E-mail：y-iwatsuki@kanto-medical.com

※問い合わせは原則メールにてお願いします。

5. 一般競争入札参加資格確認通知書および設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には図面・見積要綱書・入札書等書式、(全てPDF)をメールにより配布する。(データー便の予定)
(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配布した図面は入札日に持参し、返却するものとする。

6. 入札日程等

- (1) 公 告 日：令和8年6月1日(月) 事業主ホームページ
- (2) 応募締切日：令和8年6月19日(金) 郵送のみ
- (3) 入札参加通知日：令和8年6月22日(月) メール返信
- (4) 設計図書等配布日：令和8年6月22日(月) (3)と一緒にメール送付
- (5) 質疑書提出日時：令和8年6月26日(金) 午後1時までにメール受付
※質問の方法は見積要綱書参照
- (6) 質疑書回答日：令和8年7月2日(木)
※回答の方法は見積要綱書参照
- (7) 入 札 予 定 日：令和8年7月中旬頃(即日開札) ※内示後で期日未決定
※時間 午前10時・場所は関東メディカルビル2階
※補助金内示日等が遅れる場合は、入札予定日が変更となることもあるので、変更の場合には、直ちに参加業者に通知をおこなう。
(予定日より前日になる事はない)
- (8) 工事請負契約：令和8年7月下旬頃 ※内示後で期日未確定

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札したものがいない場合は、再度入

札を実施する。（入札は都合２回までとする）但し最低制限価格を下回った者は再度入札に参加できないものとする。

（３）上記（２）によっても落札者がいない場合は、日時を改めて公告し、一般競争入札に付するものとする。

８．入札にあたっての注意事項

- （１）代理人をして入札させる場合は、委任状※を提出すること。※書式あり
- （２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免責事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- （３）入札を辞退するときは、入札辞退届※書式は任意により申し出ること。
- （４）入札参加にあたっては入札日当日に内訳明細書付見積書と工程表を提出すること。
- （５）入札回数は１回都合２回までとする。
- （６）談合等不正行為を行わない旨の誓約書※を入札日当日に提出すること※書式あり
- （７）入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。
- （８）下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②郵便、電話、メール及びＦＡＸにより入札書を提出した者がした入札
 - ③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札
 - ⑥虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑦入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑧次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ ２以上の入札書を提出した者、又は２以上の者の代理をした者
 - ⑨前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- （９）その他

- ①公正に入札執行が出来ない状況に陥った場合、入札を執行しないことがある。
- ②一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はすることが出来ない。
- ③入札は当法人の代表及び副代表の立会いによるものとする。市の立合いは無し

9. 契約方法など

- (1) 様式契約に関する細目：民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負金額の10分の1以上の金額を保障）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、さいたま市等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人の承認を受けた後5日以内とし、5日以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものと見なし、2番目に低価格で入札した業者と契約することができる。
なお、契約締結については、消費税引き上げに関する経過措置対象契約とし、支払い時期に関係なくすべての工事支払いについては消費税10%とする。
- (7) 請負代金の支払い時期に関しては、別に打ち合わせの上決定する。
- (8) その他詳細事項については見積要綱書により別に定める通りとする。